

記載例

(差押債権目録－独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構用)

※ この差押債権目録は、日本郵政公社民営化に伴い、同公社から引き継いだ定期性のある郵便貯金を差し押さえる場合に使用してください。

差 押 債 権 目 録

金 759,924 円

※ 請求債権目録記載の合計を記載してください。

ただし、債務者が第三債務者に対して有する下記郵便貯金債権（株式会社ゆうちょ銀行〇〇貯金事務センター扱い）にして、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで。

※ 上記貯金事務センターについては、どの貯金事務センターの扱いによるものかを特定する必要がありますので。例えば、中国地方であれば、「広島貯金事務センター」の扱い（管轄）になります。

記

- 1 差押えのない郵便貯金と差押えのある郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている郵便貯金とされていない郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の郵便貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期郵便貯金（預入期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む）
 - (2) 定額郵便貯金（預入の日から起算して10年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (3) 積立郵便貯金（据置期間が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (4) 教育積立郵便貯金（据置期間の経過後4年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (5) 住宅積立郵便貯金（据置期間の経過後2年が経過し、通常郵便貯金となったものを含む。）
 - (6) 通常郵便貯金（(1)から(5)までの所定期間経過後の通常郵便貯金を除く。）
- 4 同種の郵便貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、記号番号が同一の郵便貯金が数口あるときは、郵便貯金に付せられた番号の若い順序による。